

令和3年12月14日

吉賀町立小・中学校の保護者の皆様へ

吉賀町教育委員会
教育長 中田 敦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業措置の改定について（お知らせ）

初冬の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、町教育行政にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、9月までは猛威をふるっていた新型コロナウイルス感染症ですが、10月以降は全国的に収束に向かい、島根県でも、新規陽性者の発表がたまにあるといった状況になりました。

今年になって、町内での発生は5月、9月、10月の3度あり、その都度町内小中学校で1日から数日の一斉臨時休業措置を取りました。吉賀町新型コロナウイルス感染症対策本部のマニュアルに沿ったもので、ワクチン接種が進んでいない状況下では、一定の効果を上げました。

しかしながら、休業日が9日間となり、「学びの保障」という点では、これ以上の休業措置はできるだけ避けたいところです。またワクチン接種が進み、状況も大きく変化していますので、児童生徒の健康安全を優先しながらも、対応も柔軟に考えなければなりません。

そこで、町校長会、教育委員会議、上記の対策本部会議での検討・協議を経て、下記のようなマニュアル（一部抜粋）へと改定となりました。つきましては、今後は改定されたマニュアルに沿って対応しますので、どうかご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

(2) 町内小中学校、放課後児童クラブ

- ① 町内小中学校 ~~発生した翌日から7日間は全校休校。再開は感染状況を見てから判断。~~

感染状況の把握及び児童生徒の安全確保のため、臨時休業の要否や日数、臨時休業にする範囲（町内全校、中学校区、学校）は、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、町校長会と協議の上、方針を決定する。この方針を新型コロナウイルス感染症対策本部に報告の上、教育委員会が対応通知を出す。「臨時休業の延長」、「学校の再開」については、必要に応じて町校長会等と別途協議する。

- ② 放課後児童クラブ 小学校休校期間中は閉所。学校の状況に準拠した対応とする。

※二重線は削除された部分で、下線部分は、修正した部分です。